

大分大学教育学部研究倫理審査委員会規程

平成28年9月14日制定
平成28年教育学部規程第18号

(設置)

第1条 大分大学教育学部（以下「本学部」という。）に、本学部の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、大分大学教育学部研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、本学部及び大分大学大学院教育学研究科の職員、学生等（以下「研究者」という。）から申請のあった法令等に基づく手続が必要な研究（人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究を除く。以下「研究等」という。）について、倫理的及び科学的観点から審査する。

2 前項に定めるもののほか、学部長の諮問により、倫理に関する重要事項について審査する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 本学部の教員 若干人
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 委員会は、5人以上かつ男女両性で構成されなければならない。

3 第1項第2号及び第3号の委員は、学部長が指名する。

(委員の選出及び任期)

第4条 委員の選出は、審査の申請があった場合において、その事案ごとに行う。

2 前条第1項第2号及び第3号に規定する委員の任期は、学部長がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学部長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員会による審査)

第7条 委員会における審査を希望する研究者は、申請書（所定様式）により、学部長に審査を申請するものとする。

2 学部長は、前項の審査を受け付けた場合は、委員会にその審査を付託するものとする。

3 第1項により審査の申請のあった研究について、委員会が人を対象とする医学系研究又はヒトゲノム・遺伝子解析研究に該当すると認める場合は、学部長を経て医学部長に審査を依頼し、その審査を大分大学医学部倫理委員会又は大分大学医学部ヒトゲノム研究倫理審査委員会に移送するものとする。

4 委員会は、申請を行った研究者（以下「申請者」という。）を会議に出席させ、申請内容等を説明させるとともに、意見を述べさせることができる。

5 審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。この場合において、当該審査に係る研究等に自ら携わる委員は、その審査の判定に加わる

ことができない。

- (1) 承認
 - (2) 修正の上で承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 既承認事項の取消し（研究の中止又は中断を含む。）
 - (6) 非該当
- 6 委員会は、審査を行うに当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 研究等の対象となる個人（以下「被験者」という。）の人権の擁護
 - (2) 被験者に理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 研究等によって生ずる被験者への不利益及び危険性並びに貢献の予測
 - (4) 研究等に係る利益相反
- 7 委員会が必要と認める場合は、被験者の人権の擁護に留意の上、その審査結果を関係者の同意を得て公表することができる。

（審査結果の報告及び通知）

- 第8条 委員会は、審査の判定について、審査終了後速やかに、審査結果報告書（所定様式）により、学部長に報告しなければならない。
- 2 学部長は、委員会からの報告を踏まえ、審査の判定について、審査結果通知書（所定様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知に当たり、審査の判定が、前条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その理由等を併せて通知するものとする。

（再審査）

- 第9条 申請者は、審査の結果に異議がある場合は、前条第2項の通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、学部長に再審査を申請することができる。
- 2 再審査の申請を行う場合は、異議の根拠となる資料を添えた上、再審査申請書（所定様式）を学部長に提出しなければならない。
 - 3 再審査の手続等については、前二条の規定を準用する。この場合における報告及び通知は、再審査結果報告書（所定様式）及び再審査結果通知書（所定様式）によるものとする。

（記録の提出及び保存）

- 第10条 委員会が必要と認めるときは、研究等の記録の提出を求めることがある。
- 2 前項の記録は、研究者が保存し、その保存期間は10年とする。

（事務）

- 第11条 委員会の事務は、教育学部事務部総務係において処理する。

（雑則）

- 第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第24号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。